

○大隅肝属広域事務組合肝属地区環境ふれあい館条例施行規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第19号

肝属地区一般廃棄物処理組合肝属地区環境ふれあい館条例施行規則（平成20年肝属地区一般廃棄物処理組規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大隅肝属広域事務組合肝属地区環境ふれあい館条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第28号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条 肝属地区環境ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日の翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

（使用時間）

第3条 ふれあい館の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（使用許可の施設）

第4条 条例第4条第1項の規定により使用許可を受けなければならないふれあい館の施設は、次のとおりとする。

- (1) 研修室
- (2) 研修工房室

（使用許可の申請）

第5条 条例第4条第1項の規定によりふれあい館の使用の許可を受けようとする者は、肝属地区環境ふれあい館使用許可申請書（別記第1号様式）を使用する日の前日までに管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（使用許可）

第6条 管理者は、ふれあい館の施設（これに附属する設備及び器具を含む。以下「施設」という。）の使用を許可したときは、肝属地区環境ふれあい館使用許可書（別記第2号様式）を交付するものとする。

（使用許可の変更及び取消し）

第7条 前条の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可事項の変更又は使用許可の取消しを受けようとするときは、直ちに肝属地区環境ふれ

あい館使用許可変更・取消申請書（別記第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

（使用者の守るべき事項）

第8条 ふれあい館の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された場所以外で飲食、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品を販売し、展示しないこと。
- (3) 前各号のほか職員が指示した事項

（原状回復後の措置）

第9条 利用者は、条例第6条の規定により施設を原状に復したときは、ふれあい館の職員の点検を受けなければならない。

（損傷等の届出）

第10条 施設を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 5 条関係）

肝属地区環境ふれあい館使用許可申請書

年 月 日

大隅肝属広域事務組合

管理者

様

申請者

住 所

団 体 名

氏 名

電話番号 ()

下記のとおり、肝属地区環境ふれあい館を使用したいので、許可して下さるよう申請します。

記

使用室名	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで(日間)
使用目的	
使用人員	
備 考	

第 2 号様式（第 6 条関係）

肝属地区環境ふれあい館使用許可証

年 月 日

申請者

住 所

団 体 名

氏 名

様

大隅肝属広域事務組合

管理者

印

肝属地区環境ふれあい館の使用を許可します。

使用室名	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで(日間)
使用目的	
使用人員	
備 考	

第3号様式（第7条関係）

肝属地区環境ふれあい館使用許可変更・取消申請書

年 月 日

大隅肝属広域事務組合

管理者

様

申請者

住 所

団 体 名

氏 名

電話番号 ()

年 月 日付で許可のあった肝属地区環境ふれあい館の使用を変更・取消したいので、大隅肝属広域事務組合肝属地区環境ふれあい館条例施行規則第7条の規定により届け出ます。

使用室名	変更前	
	変更後	
	中止	
使用日時		年 月 日 時 分から
	変更前	年 月 日 時 分まで(日間)
	変更後	年 月 日 時 分から
	中止	年 月 日 時 分まで(日間)
変更理由		
備 考		